

令和3年10月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記  
平成30年(行ウ)第21号 埼玉県議会政務活動費返還請求事件  
口頭弁論終結日 令和3年7月14日

判 決

埼玉県狭山市富士見2丁目24番11号メゾン富士見1-102

原 告 田 中 寿 夫  
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

被 告 埼玉県議会事務局総務課長  
和 田 公 雄 康 敏 志 彦 明 樹  
同訴訟代理人弁護士 尾 崎 内 山 田 崎 藤  
同 指 定 代 理 人 叶 杉 吉 岩 齊  
同 同 敏 和 寛 弘  
同 同  
同 同  
16 同 市 島 田 崎 藤  
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会内  
和 田 公 雄 康 敏 志 彦 明 樹

被 告補 助 參 加 人 埼玉県議会自由民主党議員団  
同 代 表 者 団 長 小 島 信 昭  
同訴訟代理人弁護士 飯 塚 啓

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、被告補助参加人に対し、5789万1536円の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、埼玉県の住民である原告が、埼玉県議会（以下、単に「県議会」という。）の会派である被告補助参加人は、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。以下同じ。），平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。以下同じ。），平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。以下同じ。）及び平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。以下同じ。）に交付を受けた政務活動費を違法に支出し、支出相当額を不当に利得したのに、埼玉県の執行機関である被告は、その返還請求を怠っている旨主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告補助参加人に対して578万1536円の支払を請求することを求める住民訴訟である。

1 関係法令の定め

別紙1記載のとおり

2 前提事実（当事者間に争いがない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、埼玉県の住民である。

イ 被告は、埼玉県知事から、本件規則194条1号に基づき、所轄所に係る債権以外の債権の管理に関する事務について委任を受ける者である。

ウ 被告補助参加人は、県議会の会派である。平成25年度ないし平成28年度当時、被告補助参加人には、小林哲也議員（以下「小林議員」という。），鈴木弘議員（以下「鈴木議員」という。），岩崎宏議員（以下「岩崎議員」という。），及び新井豪議員（以下「新井議員」という。）の各議員が所属していた。

(2)ア 埼玉県は、被告補助参加人に対し、地方自治法100条14項に基づき、平成25年度の政務活動費として2億9150万円を、平成26年度の政務活動費として2億8950万円を、平成27年度の政務活動費として3

億1600万円を、平成28年度の政務活動費として3億1500万円を交付した（乙5から8まで（枝番を含む。以下、枝番のあるものについて、特記のない限り、同じ。），乙88の7，乙89の4，乙90の2，乙91の6，乙92から94まで）。

イ 被告補助参加人の代表者は、平成26年4月30日に平成25年度の政務活動費について、平成27年4月30日に平成26年度の政務活動費について、平成28年4月28日に平成27年度の政務活動費について、平成29年4月28日に平成28年度の政務活動費について、県議会の議長に対し、各年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下、単に「収支報告書」という。）を提出した。なお、平成25年度の収支報告書は、同年6月12日、同年9月12日及び令和元年7月1日に、平成26年度の収支報告書は、平成27年6月23日、同年7月7日、同年10月9日及び令和元年7月1日に、平成27年度の収支報告書は、平成28年7月11日、同年9月6日、同年12月22日、平成29年3月9日、同年6月7日、同年12月27日、平成30年3月22日及び令和元年7月1日に、平成28年度の収支報告書は、平成29年6月30日、同年7月21日及び平成30年5月31日に一部訂正された。（乙5から8まで、乙92から94まで）

県議会の議長は、埼玉県知事に対し、上記の各収支報告書の写しを送付した。

(3)ア 原告は、平成30年3月28日、埼玉県監査委員に対し、被告補助参加人及び所属議員が、平成25年度から平成28年度までの政務活動費を違法、不当に支出した旨主張して、埼玉県知事が、被告補助参加人等に対して5663万6164円の返還をさせるために必要な措置を講ずることを求める住民監査請求をした（甲1）。

イ 埼玉県監査委員は、平成30年6月1日付けで、上記監査請求は理由が

ないとして、これを棄却し、同月3日、原告に対し、監査結果を通知した（甲2）。

ウ 原告は、平成30年7月2日、当庁に対し、本件訴訟を提起した。

（4）ア 県議会の「政務活動費の運用指針」（甲16、17、乙3。以下「本件指針」という。）は、「政務活動費を充当する際の基本的な原則」として、  
①社会通念上妥当な範囲内の実費に充当することであること（配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者、役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。）、②資産形成につながるものでないこと、③関係書類を整理、保管すること（補助職員の雇用、事務所の借上げ、自動車、高額備品のリース等については、契約書を作成する。）などを挙げるとともに、政務活動費は、政務活動のみに充当することができ、政党活動、後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合（按分割合）により按分して充当することができる旨を定める。

イ また、本件指針は、「留意事項等」として、①「人件費」（政務活動のために雇用する職員、臨時職員等に要する経費）につき、（a）政務活動を補助する業務（受付、接遇業務、資料整理、集計等）に従事する者の人件費について計上すること、（b）常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員（アルバイト等）の給料等に政務活動費を充てることができること、②「事務所費」（会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費）につき、（a）事務所は、政務活動のため必要な事務所としての外形（看板、表示等）及び機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有すること、（b）事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者、役員等の地位にある法人である場合は、誤解を招かぬような対応が必要であること、③「事務費」（政務活動のために必要な事務に要する経費）につき、政務活

動との関連性及び有用性を有する範囲で充当することができ、政務活動以外の活動にも使用する場合には、按分により充当すること、④「交通費」（政務活動のために必要な移動等に要する経費）につき、ガソリン代は交通費に一括計上すること、リース車の日常の維持管理費用（自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品）に充当できることなどを定める。

ウ 本件指針は、領収書、支出証明書等を証拠書類と定め、支出証明書については、契約により定期的に定額を支出する場合などに作成し、定期的に定額を支出する場合には、契約書の写しを添付しなければならない旨を定める。

### 3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の主たる争点は、①被告補助参加人の平成25年度から平成28年度までの政務活動費からの支出（以下「本件各支出」という。）の違法性の有無（争点1）及び②被告補助参加人の利得の有無（争点2）である。

#### (1) 本件各支出の違法性の有無（争点1）

##### （原告の主張）

次のとおり、本件各支出は違法である。

##### ア 按分して充当したものについて

本件指針は、政務活動がその他の活動と混在する場合には、議員の活動実態に応じて按分して政務活動費を充当することができるとするが、経費の全体額を水増しして請求すれば、本来認められるものよりも多額の政務活動費を充当することができることから、充当していない部分についても、その部分の経費に対する支出の原資を明らかにし、水増しがされていないことを示さなければ、政務活動費の充当自体が違法である。

##### イ 小林議員

##### （ア）人件費

小林議員は、埼玉県熊谷市籠原南及び同市三ヶ尻に所在する自身の政務活動事務所（政務活動のために使用する事務所。以下、同市籠原南の政務活動事務所を「小林旧事務所」と、同市三ヶ尻の政務活動事務所を「小林新事務所」といい、小林旧事務所及び小林新事務所を併せて「小林新旧事務所」という。小林議員は、小林旧事務所から小林新事務所へ、政務活動事務所を移転させた。）にて就業させるため職員を雇用したとして人件費に政務活動費を充当する。

しかし、小林旧事務所における水道の使用量は、2か月間の使用量が1立方メートル未満の場合はそれ以降の月の使用量に加算されるにもかかわらず、0立方メートルから1立方メートルにとどまることが多く、特に、平成25年4月から同年7月まで及び平成26年4月から同年7月までは4か月間で0立方メートルとなっており、これでは職員らは小林旧事務所のトイレすら使用していないことになる。小林議員が、ウォーターサーバーの飲料水を購入したのは平成25年5月のみであり、ペットボトル飲料の購入実績もない。

また、小林旧事務所における電気料金は、平成25年度で毎月500円程度、平成27年度の夏季で毎月2000円から3000円程度（平成27年5月から平成28年6月にかけてはそれ以前の電気料金の半額程度）であり、全体として電気使用量が少なく、夏季に電気使用量が増加することもなく、エアーコンディショナーを使用していないことになるし、月によっては、蛍光灯の消費電力量にも満たない可能性がある。さらに、職員らが小林旧事務所に勤務するならば、小林議員と電話で連絡をとる必要があるにもかかわらず、小林旧事務所の電話使用量も少ない。

これに加えて、①平成27年版及び平成28年版のゼンリン住宅地図（以下、併せて「本件各地図」という。）において、小林旧事務所所在

地に、同事務所に係る記載が存在せず、同事務所は政務活動事務所としての外形を有していなかったこと、②ガスを使用しておらず事務所としての機能を有していなかったこと、③近隣住民も、小林旧事務所で勤務する職員を見たことはないと述べていること、④小林議員も近隣の新聞販売店の移転を認識しておらず事務所の管理を行っていなかったこと、  
5 ⑤自民党県議団の広報誌において、小林議員の県政調査事務所は小林議員の自宅所在地とされ、小林旧事務所の所在する住所及び電話番号の記載はなかったこと、⑥小林議員自身の広報誌においても、小林旧事務所の電話番号の記載はファクシミリ番号よりも小さく表記されていたこと、  
10 ⑦事務職員が勤務しているとするにもかかわらず電気料金に係る領収書を紛失した月があること、⑧蛍光管、文具等の購入実績も存在しないことからすれば、小林議員が、小林旧事務所で職員を就業させた事実はない。

また、職員らにつき、給与に係る領収書の提出はされておらず、広報誌の取材及び作成業務を職務内容とする職員とされる栗原和江（以下「栗原職員」という。）については、作成したとする広報誌の発行回数、内容等からして実際にその職務に従事していたとするのは不自然であるし、職員とされる小林高子（以下「小林職員」という。）が常勤していたことを示す確たる証拠もなく、職員らが雇用契約書通りの業務に従事していたことを示す証拠に欠ける。  
15  
20

これらの事実からすると、人件費に係る政務活動費の充当は違法である。

なお、被告補助参加人は、小林旧事務所の水道使用量が極めて少ない理由として、平成25年4月22日に発生した建造物侵入、器物損壊事件（男が小林旧事務所に侵入し、同事務所内の物品を損壊した事件。以下「本件事務所侵入事件」という。）を挙げるが、平成25年1月16  
25

日から同年3月14日までの水道利用量及び同月14日から平成25年5月16日までの水道利用量も0立方メートルであることからすれば、本件事務所侵入事件の発生は水道利用量の多寡と無関係である。

(イ) 事務費

小林議員は、小林旧事務所にて電気、水道等を使用したとして事務費に政務活動費を充当する。

しかし、上記の通り、小林旧事務所は使用されていなかったこと（少なくとも平成28年4月から同年6月までについて小林旧事務所は使用されていなかったこと）からすれば、事務費に係る政務活動費の充当は違法である。

(ウ) 交通費

小林議員は、自動車をリースしたとして、リース代及びガソリン代の9割につき交通費に政務活動費を充当する。

しかし、多くの月において、月ごとのガソリン代が1万円未満であることからすれば、自動車をリースする必要性に欠け、5割を超えた交通費に係る政務活動費の充当は違法である。

ウ 鈴木議員

(ア) 人件費

鈴木議員は、さいたま市北区別所町に所在する自身の政務活動事務所（以下「鈴木事務所」という。）にて就業させるため職員を雇用したとして人件費に政務活動費を充当する。

しかし、①電気料金及び電話料金がほぼ基本料金のみであること、②特に、鈴木事務所内の電気配線には、照明設備及びエアーコンディショナーが接続されていたにもかかわらず、鈴木事務所の平成25年度における月ごとの電気使用量は、1キロワット時5か月、2キロワット時1か月、3キロワット時2か月、5キロワット時1か月であり、照明設備

を使用していないに等しいこと、③鈴木事務所に係る賃貸借契約において、建物の使用目的として政務活動事務所である旨が明記されていないこと、④鈴木事務所にはファクシミリ送受信機、パソコン、印刷機、冷蔵庫等の事務用備品が配備されていなかったこと、⑤雇用契約書、給与領収書等の署名は職員である山田淳子（以下「山田職員」という。）が記載したものであり、偽造が疑われること、⑥山田職員の自宅から鈴木事務所までの通勤に片道2時間程度も要するにもかかわらず、交通費を支払ってまで雇用し、他方で給与月額が8万円にとどまり不自然であることなどからすると、鈴木事務所で職員を就業させた事実ではなく、人件費に係る政務活動費の充当は違法である。

被告補助参加人は、鈴木事務所内には、鈴木事務所専用の電気配線（以下「専用配線」という。）に加えて、同事務所外部からの電気配線（同一敷地内に所在する鈴木議員の自宅と共に用する電気配線。以下「外部配線」という。）があり、照明設備等は外部配線に接続されていたとするが、鈴木事務所に係る電気契約のアンペア容量が60アンペアと大きいことに加え、鈴木事務所に所在した電気配線図において、外部配線は照明設備及びエアーコンディショナーに使用されていなかったことなどからすれば、不自然である。

#### (イ) 事務所費

鈴木議員は、鈴木事務所の賃料として、事務所費に政務活動費を充当する。

しかし、①上記のとおり、鈴木事務所は使用されていなかったこと、②鈴木事務所の所在する敷地は鈴木議員の所有であり、鈴木事務所の所在する建物は鈴木議員の同居の親族である鈴木隆弘（以下、単に「隆弘」という。）の所有であって、しかも同建物は鈴木議員が隆弘に贈与したものであることからすれば、鈴木事務所に係る賃貸借契約は実質的に資

産形成につながるものであり、事務所費に係る政務活動費の充当は違法である。

#### (ウ) 事務費

鈴木議員は、鈴木事務所にて電話及び電気を使用したとして事務費に政務活動費を充当する。

しかし、①上記の通り、鈴木事務所は使用されていなかったこと、②特に、ファクシミリ送受信機は、鈴木事務所内ではなく、鈴木議員の自宅に設置されていたことからすれば、事務費に係る政務活動費の充当は違法である。

#### エ 岩崎議員

##### (ア) 人件費

岩崎議員は、埼玉県秩父郡小鹿野町に所在する自身の政務活動事務所（以下「岩崎事務所」という。）にて就業させるため職員を雇用したとして人件費に政務活動費を充当する。

しかし、①原告が岩崎事務所を訪問しても職員は不在であったこと、②原告が岩崎事務所に架電をしても職員は不在であったこと、③岩崎議員自身、岩崎事務所に職員は来ていないと発言したこと、④職員であるとされる浅見教子（以下「浅見教子職員」という。）は豆腐製造及びしいたけ栽培の業務にも従事していたこと、⑤職員であるとされる浅見正吉（以下「浅見正吉職員」という。）も別の職務により多忙であったことからすれば、岩崎事務所で職員を就業させた事実はない。加えて、⑥岩崎議員の後援会も岩崎事務所を使用し、職員らは後援会活動に従事していた可能性もあること、⑦職員が従事したとされる式典への代理出席等は政務活動ではなく政治活動に当たること、⑧職員への給与に係る領収書の提出がされていないこと、⑨岩崎事務所の外で勤務したとされる職員の勤務実態を示す確たる証拠も存在しないこと、⑩浅見教子職員は、

雇用契約書記載の労働時間よりも実労働時間が短いにもかかわらず、給与額が減額されていなかったことからすれば、人件費に係る政務活動費の充当は違法である。

(イ) 事務所費

岩崎議員は、岩崎事務所の賃料として、事務所費に政務活動費を充当する。

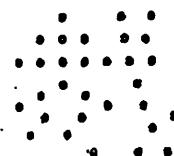
しかし、①岩崎事務所で職員が職務に従事していないこと、②岩崎事務所は、政務活動事務所である旨の看板等を設置しておらず、政務活動事務所としての外形を有さなかつたこと、③原告が訪問した際に、岩崎事務所内に、県政に関する資料の保管庫等は存在しなかつたこと、④岩崎議員の後援会も岩崎事務所を使用していたこと、⑤岩崎事務所の所在する土地は、2880番1なのにもかかわらず、賃貸借契約書上は2880番地となっていること、⑥賃貸借契約上は、岩崎工務店が賃貸人とされているが、建物に係る不動産登記がないこと、⑦賃貸人とされる岩崎工務店の代表取締役である岩崎禎宏（以下、単に「禎宏」という。）が岩崎議員の同居の親族であることからすれば、事務所費に係る政務活動費の充当は違法である。

(ウ) 交通費

岩崎議員は、自動車をリースしたとして、リース代及びガソリン代の7割5分に係る交通費に政務活動費を充当する。

しかし、①ガソリン代の中には、職員用として支出したものもあるものの、当該職員の氏名が不明である上に、上記のとおり、岩崎事務所に勤務する職員はいないこと、②岩崎議員が政務活動以外の用途にもリース車を利用していることからすれば、5割を超えた交通費に係る政務活動費の充当は違法である。

オ 新井議員



#### (ア) 人件費

新井議員は、埼玉県秩父市中町及びさいたま市に所在する自身の政務活動事務所（以下、埼玉県秩父市中町の事務所を「新井秩父事務所」という。また、新井議員は、さいたま市の事務所を、同市浦和区から同市南区へ移転させた。以下、同市浦和区の事務所を「旧浦和事務所」といい、同市南区の事務所を「新浦和事務所」といい、併せて「新旧浦和事務所」という。）にて就業させるため職員を雇用したとして、人件費に政務活動費を充当する。

しかし、①充当割合が年度により変動し、充当根拠が不明確であること、②職員とされる岩田務（以下「岩田職員」という。）は埼玉県秩父市長瀬町の町議会議員及び会社役員を兼務し新井議員の職員としての職務を果たさせていたとは思われないこと、③職員とされる吉崎正明（以下「吉崎職員」という。）も政務活動ではなく後援会名簿の取りまとめ等に従事していたこと、④職員とされる新井弥太郎（以下「新井弥太郎職員」という。）は給与の受領を否定しており、給与に係る領収書が偽造であることも疑われることからすれば、人件費に係る政務活動費の充当は違法である。

#### (イ) 事務所費

新井議員は、新旧浦和事務所の賃料として、事務所費に政務活動費を充当する。

しかし、①新浦和事務所の所在する部屋は居住用物件とされ事務所として使用することはできないこと、②新井議員は、新浦和事務所につき、郵便受けには「新井」と表記し、同事務所の表札には「新井豪事務所」とのみ表記していたこと、③新井議員は、新旧浦和事務所に宿泊し居住していたこと、④新井議員は、新旧浦和事務所につき、広報誌等で公開しておらず、県議会事務局にも報告しておらず、名簿にも事務所所在地

が記録されていないことからすれば、新旧浦和事務所は本件指針に反してお<sup>5</sup>り、事務所費に係る政務活動費の充当は違法である。

(ウ) 事務費

新井議員は、新旧浦和事務所にて電気及びガスを使用したとして事務費に政務活動費を充当するが、上記のとおり、新旧浦和事務所は本件指針に反しており、事務費に係る政務活動費の充当は違法である。

(被告及び被告補助参加人の主張)

次のとおり、平成25年度から平成28年度までの政務活動費は、地方自治法、本件条例及び本件指針に従い、いずれも適法、適切に支出されている。

10 ア 按分して充当したものについて

本件訴訟では、各議員の政務活動費の充当の適否が争われているのであって、政務活動費の充当がされていない部分については審理の対象となるものではない。

イ 小林議員

15 (ア) 人件費

小林議員は、小林新旧事務所にて、平成25年度から平成27年度までは非常勤職員3名を、平成28年度は非常勤職員2名を雇用して、政務活動補助、事務所事務等の職務に従事させた（平成28年6月まで小林旧事務所にて、同年7月から小林新事務所にて職務に従事させた。）。職員らの職務のうち、政務活動に係る部分は9割以上であり、小林議員は、人件費の9割に政務活動費を充当した。

小林議員は、本件指針に従い、収支報告書に契約書の写しを提出している。本件指針において、給与支払に係る領収書の提出は要求されていない。

20 25 小林旧事務所における水道使用量が少ないので、①同事務所の所在する熊谷市は、熊谷市上下水道料金納入通知書において、1立方メートル

以下の水道使用量については0立方メートルと表示すること、②平成25年4月に発生した小林旧事務所に対する建造物侵入、器物損壊事件（本件事務所侵入事件）以降、職員らは、小林旧事務所内のトイレの使用を避け、近隣のコンビニエンスストアのトイレを使用するようになったこと、③職員らは、小林旧事務所に設置してあったウォーターサーバーを利用したり、ペットボトル飲料を用いたりして水分を補給したこと、④職員らのうち2名は、小林旧事務所の近くに居住し、出勤前及び一時帰宅時に自宅のトイレを利用するこもあったこと、⑤職員らのうち1名は、自宅で広報誌の取材業務等の職務に従事し、小林旧事務所のトイレを使用することはほとんどなかったこと（なお、雇用契約書における就業場所の記載は、雇用主の事務所所在地を記載したにとどまり、実際に職務に従事する場所を記載したものではない。）によるものである。

小林旧事務所における電気使用量が多いとは言えないのは、①職員らが、雇用契約書に定められた時間の全てについて勤務しているわけではないこと、②勤務時間中も常にエアーコンディショナーを利用しているわけではないこと、③平成27年5月又は6月頃、エアーコンディショナーを電気使用量の少ないものに切り替えたこと、④平成28年5月及び6月頃は、同年7月の小林新事務所への移転時期で、小林旧事務所での労働時間が減少したことなどによるものである。小林旧事務所における電気使用量は、月210キロワット時であったこともあり、少ないとも言い切れない。

近隣住民が職員らを見かけたことがないとの聞き込み結果は、①そもそも原告の聞き込みをした相手も内容も漠然としていること、②小林旧事務所の入り口にはシートが張られ、窓ガラスは曇りガラスであり、事務所外部から内部に職員らがいるか否かは確認できることからすれば、

小林旧事務所において職員らが勤務していなかったことを示すものではない。

自民党県議団の広報誌において、小林旧事務所の住所が、同事務所の所在する籠原南ではなく、小林議員の自宅所在地となり、電話番号も自宅のものとなっているのは、誤記によるものである。また、小林議員の広報誌において、ファクシミリ番号を大きく記載しているのは、ファクシミリ送受信機であれば、24時間受信することが可能であるからである。

本件各地図に小林旧事務所の記載がないのは、平成26年度まで小林旧事務所の玄関ドア付近に「埼玉県議会自由民主党議員団県政調査事務所」と記載した表示板を設置していたものの、同表示板が外れたため、小林議員は同表示板を事務所内に移動し、小林議員のポスターを玄関に表示するにとどめたからである。本件各地図に小林旧事務所の記載がないからといって、政務活動事務所が存在しなかったことにはならない。

15

#### (イ) 事務費

20

小林議員は、経費として、電気料金、水道料金、電話料金等を支出した。そのうち政務活動に係る部分は5割程度であり、小林議員は、電気料金、水道料金、電話料金等に係る事務費の5割に政務活動費を充当した。（小林新事務所は、小林議員の自宅敷地内に所在するため、同事務所における電気料金等の経費に政務活動費は充当していない。）

#### (ウ) 交通費

小林議員は、政務活動のため、トヨタプリウス、スバルレヴォーグ等の自動車をリースし、リース代及びガソリン代に係る交通費の9割に政務活動費を充当した。

25

①小林議員の選挙区は埼玉県内で5番目の面積があり、政務活動を効率的に行うためには自動車の利用が必要であること、②ガソリン代は車

種等にも左右され、ガソリン代の多寡によりリースの必要性が左右されるものではないことから、政務活動費の充当は適切である。

#### ウ 鈴木議員

##### (ア) 人件費

5 鈴木議員は、鈴木事務所にて、平成25年度は臨時職員1名及び非常勤職員3名を、平成26年度は臨時職員1名及び非常勤職員2名を、平成27年度及び平成28年度は非常勤職員3名を雇用して、政務活動事務の職務に従事させ、人件費の9割に政務活動費を充当した。

10 鈴木事務所における電気使用量が少ないのは、①鈴木事務所には、専用配線及び外部配線が存在するが、政務調査費を充当したのは、専用配線に係る電気料金のみであること、②専用配線に接続されていたのはエアーコンディショナーのみであること、③夏季は、小林旧事務所が木陰にある上に扇風機を使用していたことで、冬季は、灯油ストーブを利用していたことで、エアーコンディショナーを使用する必要に乏しかったことなどによるものある。

15 山田職員につき、給与に加えて交通費を支出したのは、他の職員らが鈴木事務所の近隣に居住し交通費を要しなかったのに対し、山田職員は東京都小金井市及び東京都東久留米市に居住していたからである。職員らの雇用契約書の署名欄及び給料等の領収書の署名欄は、山田職員が職員らの承諾を得て記載した。

##### (イ) 事務所費

20 鈴木議員は、上記のとおり、臨時職員及び非常勤職員を雇用して、鈴木事務所で政務活動事務の職務に従事させ、賃料に係る事務所費の9割に政務活動費を充当した。

25 鈴木事務所の所在する建物は、鈴木議員が平成20年に隆弘に贈与したものであり、贈与後は、鈴木議員は隆弘に対し賃料を支払っていたが、

建物賃貸借契約は締結していなかった。その後、平成25年3月25日付で賃貸借契約を締結した。鈴木事務所の入り口には、「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」と記載した看板を置いていた。鈴木事務所には、冷蔵庫、テレビ、パソコン等は設置されていなかったが、鈴木事務所は鈴木議員の自宅敷地内にあり、冷蔵庫等を設置する必要がなく、ノートパソコンを自宅及び鈴木事務所で共用すれば足りたからである。

#### (ウ) 事務費

鈴木議員は、経費として、電話料金及び電気料金を支出した。そのうち政務活動に係る部分は9割程度であり、鈴木議員は、電気料金及び電話料金に係る事務費の9割に政務活動費を充当した。

鈴木議員は、携帯電話機を所持し、固定電話機は自宅及び鈴木事務所に、ファクシミリ送受信機は自宅にのみ設置していたが、いずれもほぼ政務活動のために使用した。また、上記のとおり、鈴木事務所には、専用配線及び外部配線が存在するが、政務調査費を充当したのは、専用配線に係る電気料金のみである。

### エ 岩崎議員

#### (ア) 人件費

岩崎議員は、岩崎事務所にて、平成25年度から平成28年度まで、職員4名を雇用して、県政調査補助用務の職務に従事させた。職員のうち1名は、岩崎事務所にて、電話連絡取次調整事務、事務所訪問者対応、議員予定調整等の業務を行い、職員のうち3名は、主に岩崎議員の選挙区を回り、住民等の要望等を聞きとり、岩崎議員に報告する業務（聞取調査業務）を行った（以下、電話連絡取次調整事務等を行っていた職員を「内勤職員」、聞取調査業務を行っていた職員を「外勤職員」という。）。外勤職員は、岩崎議員への報告を行うとき以外は、岩崎事務所

事務所内には、応接用テーブル、椅子、事務机、パソコン、ファクシミリ送受信機、電話機（代表番号は岩崎議員の自宅電話番号であり、内線電話で自宅と接続されている。）等が設置されていることから、岩崎事務所に係る賃料への政務活動費の充当は適切である。

5 (ウ) 交通費

岩崎議員は、政務活動のため、自動車をリースし、リース代、自動車維持管理代及びガソリン代に係る交通費の9割に政務活動費を充当した。

10

岩崎事務所は、埼玉県秩父郡小鹿野町に所在し、公共交通機関等での移動は困難なため、移動には主に自動車を利用していた。自動車の利用のうち、政務活動に係る部分は7割5分以上であり、岩崎議員は、交通費の7割5分に政務活動費を充当した。

才 新井議員

15

新井議員は、新井秩父事務所及び新旧浦和事務所にて、平成25年度（ただし、平成25年11月14日〔新井議員が被告補助参加人に参加した日〕から平成26年3月31日まで。新井議員について、以下同じ。）及び平成28年度は、職員4名を、平成26年度及び平成27年度は、職員6名を雇用して、情報収集、要請及び陳情の受付、接遇業務等の職務に従事させた。職員らの職務のうち、政務活動に係る部分の割合に応じて、新井議員は、人件費に政務活動費を充当した。

20

①情報収集等を行った岩田職員は、新井議員の秘書として、重要な政務活動に従事することが多かったこと、②平成27年度は、職員らの従事する後援会活動の比重が多くなったことなどから、按分割合も含め、職員らに係る給与への政務活動費の充当は適切である。

25

(イ) 事務所費

新井議員は、新旧浦和事務所を政務活動に使用した。新旧浦和事務所

における事務の大半は政務活動が占めることから、新井議員は、賃料に係る事務所費の9割に政務活動費を充当した。

①新井議員は、新旧浦和事務所を、住民との面会、資料の保管等に利用していたこと、②新浦和事務所には、応接用テーブル、ソファ、事務机、椅子、パソコン、ファクシミリ送受信機兼印刷機、テレビ、電話機等を設置したことから、政務活動費の充当は適切である。新浦和事務所を、新井議員の配偶者が訪問し、掃除、洗濯等を行ったことなどはあるが、新井議員は新旧浦和事務所に宿泊したことはない。新浦和事務所は、賃貸借契約書上、居住用とされているが、賃貸人から事務所として利用することを許可されている。新浦和事務所につき、政務調査事務所であることを明記した看板等を設置しなかったのは、賃貸人から、周囲の居住者に不審に思われないようにしてほしいとの要望があったためである。

#### (ウ) 事務費

新井議員は、経費として、電気料金、ガス料金、備品購入代等を支出した。それらは、新旧浦和事務所での政務活動に伴い当然に発生する費用であり、新井議員は、電気料金、ガス料金、備品購入代等に係る事務費の9割に政務活動費を充当した。

#### (2) 被告補助参加人の利得の有無（争点2）

##### (原告の主張)

本件各支出は違法であり、被告補助参加人は、平成25年度に1358万3204円、平成26年度に1495万4968円、平成27年度に1442万4402円、平成28年度に1492万8962円の、合計5789万1536円を不当に利得している。

##### (被告の主張)

各支出が違法であったとしても、平成25年度から平成28年度まで、支出額が収入額を上回っていることからすれば、各年度における政務活動費を

充当すべきでない支出の額を支出額から控除してもなお支出額が収入額を上回っている場合には、被告補助参加人に不当な利得はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件各支出の違法性の有無（争点1）について検討する。

本件条例1条は、地方自治法100条14項から16項までの規定に基づき、  
県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、  
県議会における会派に対し、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定  
めるものとする旨を、本件条例2条は、政務活動費は、会派又は会派の所属議  
員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映  
させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要  
する経費として別表に定めるものに充てができるものとする旨を定め、  
当該別表において、①人件費につき「政務活動のために雇用する職員又は臨時  
職員等に要する経費」、②事務所費につき「会派の所属議員が政務活動のため  
に使用する事務所の設置又は維持に要する経費」、③事務費につき「政務活動  
のために必要な事務に要する経費」、④交通費につき「政務活動のために必要  
な移動等に要する経費」などと定める（以下、本件条例の定める政務活動費の  
使途基準を「本件使途基準」という。）。さらに、本件条例8条は、会派は、  
当該会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派が  
その年度において行った政務活動費による支出（本件条例2条に規定する政務  
活動費を充てができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額  
を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還し  
なければならない旨を定めている。このことからすると、政務活動費の交付を  
受けた会派（又はその所属議員）はこれを本件使途基準に合致する経費に充て  
るために支出しなければならず、これに合致しない経費に充てるために支出し  
た場合は、その額を埼玉県に返還しなければならないのであって、当該会派は、  
埼玉県の損失において利得を受けていることになる。

地方自治法100条14項が政務活動費の交付を定めた趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るほか、議員の調査研究活動以外の対外的な陳情や会派単位での会議の実施などといった活動の基盤の充実をも図る点にあると解されるところ、このような政務活動費の趣旨や性質に加え、  
5 地方議員の政務活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員（又は会派。以下、本項において同じ。）の合理的判断に委ねられる部分があることなどからすれば、その使途に関する議員の裁量が一定程度認められる場合があることは否定できない。他方で、政務活動費が  
10 住民の税金から賄われる公費であることや地方自治法自体がその使途の透明性を確保しようとしていることからすれば、その使途を議員の完全な自由に任せることも相当ではないのであって、議員としての議会活動を離れた活動（政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等）に関する経費、当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的  
15 関連性を欠く行為に関する経費等は、本件使途基準に定める経費に該当しないものというべきである（最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。また、当該経費の支出が政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる一般的、  
外形的事実が認められる場合には、特段の事情のない限り、これを本件使途基準に合致しない違法なものと判断するのが相当である（最高裁平成21年（行  
20 ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・裁判集民事233号279頁参照）。

そして、県議会は、本件使途基準につき、それを具体化する趣旨で、「政務活動費を充当する際の基本的な原則」及び「留意事項等」（本件指針）を定めているのであって（本件指針が、地方自治法100条14項及び本件使途基準の趣旨に沿わないものとみるべき事情はない。）、本件各支出に係る経費が本件使途基準に合致するか否かは、本件指針の内容もしんしゃくして判断すべき

ものと解される。

以下、上記のような観点から本件各支出に係る経費が本件使途基準に合致するか否かを検討する。

(1) 按分して充当したものについて

原告は、各議員が按分して政務活動費を充当したものについて、経費の全額を水増しすれば、本来認められるものよりも多額の政務活動費を充当することができるところから、充当していない部分についても、その部分の経費に対する支出の原資を明らかにし、水増しがされていないことが示されなければ、政務活動費の充当は違法になる旨主張する。

しかし、各議員が按分して政務活動費を充当したものについて、経費の全額が水増しされていることをうかがわせるに足りる事情は見当たらない上、按分して支出された政務活動費の違法性を判断するに当たっては、経費を要した行為と政務活動との関連性、経費支出の必要性等を検討する必要があるところ、政務活動費の支出の資料が適切に提出されなければ、政務活動費を充当していない部分の原資を明らかにするまでもなく、上記の点を判断することができると考えられるから、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 小林議員について

ア 人件費

(ア) 本件使途基準は、政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費を、人件費として政務活動費から支出することを許容するところ、証拠（甲26から39まで、乙13から16まで、丙27から30まで、丙69、丙75から88まで、丙98）及び弁論の全趣旨によれば、小林議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために職員を雇用して、人件費として879万5150円を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である791万5635円（平成25年度259万2000円、平成26年度188万9550円、平成27年度1

85万7420円、平成28年度157万6665円)に政務活動費を充當したことが認められる(なお、本件指針は、会派が定めた按分割合により按分することを求めるところ、弁論の全趣旨によれば、被告補助参加人は、所属する個々の議員に対し、その活動割合に応じて適切な按分割合を定めることを委任していると認められ、そのこと自体が地方自治法100条14項及び本件使途基準の趣旨に沿わないものとみるべき事情はない。)。

(イ) この点に関し、原告が、水道使用量等からすれば、小林議員が小林旧事務所で職員らを職務に従事させた事実ではなく、職員らが雇用契約書記載の職務に従事していたかも疑わしい旨主張するのに対し、被告補助参加人は、水道使用量が少ないので、本事務所侵入事件の影響などによるものであり、電気使用量が多いと言えないのは、エアーコンディショナーの使用頻度が少なかったことなどによるものである旨主張する。

そこで検討すると、証拠(甲53、54、乙17から20まで、丙69、89から92まで、98)及び弁論の全趣旨によれば、①小林旧事務所における平成25年1月16日から平成28年5月18日までの水道使用量は、2か月間で0立方メートルから1立方メートルにとどまっていること、②小林議員が飲料水に係る事務費に政務活動費を充當したのは、平成25年5月17日を支出日とするもの(領収書記載の金額は3000円、使途は「天然水2本分」である。)のみであること、③小林旧事務所における電気使用量は別紙3記載のとおりであり、33キロワット時(平成28年6月分)から210キロワット時(平成26年3月分)までであること、④小林旧事務所における電話使用料は5616円(平成28年6月分)から1万4723円(平成25年6月分)までであることが認められる。他方、職員である橋本昌代(以下「橋本職員」という。)及び小林議員の各陳述書である丙69及び98に加え、上記

認定事実、甲19及び弁論の全趣旨によれば、①小林旧事務所において通常勤務する職員は平成25年度から平成27年度までが2名（橋本職員及び小林職員）、平成28年度が1名（橋本職員）であったこと、②橋本職員及び小林職員の自宅がいずれも小林旧事務所から自転車で数分の距離にあって同事務所に近接し、当該職員らは、同事務所内のトイレを使用する必要性が低かったこと、③平成25年4月22日、本事務所侵入事件が発生し、それ以降、職員らは、小林旧事務所内のトイレの使用を控えていたこと、④平成27年5月又は6月頃、小林旧事務所のエアーコンディショナーが消費電力の少ないものに切り替えられたこと、⑤小林旧事務所から小林新事務所へ事務所を移転する時期（平成28年4月及び5月）は、小林旧事務所を使用する頻度が低下していたことが認められる。

以上の事実からすると、小林旧事務所における水道使用量は極めて少ないものの、一般に、事務所における水道資料量は、一般家庭に比べ限られていると考えられる上、上記認定のとおり、小林旧事務所で勤務する職員らは基本的に2人のみであり、しかも職員らは同事務所内のトイレの使用を控えていたことからすれば、水道使用量が少なかったとしても、そのことから直ちに、小林事務所が事務所として使用されていなかったということはできない。かえって、平成27年5月又は6月以降は、消費電力の少ないエアーコンディショナーを使用していたこと、小林新事務所への移転時期に小林旧事務所の使用頻度が低下していたことなども考慮すれば、電気使用量及び電話料金に鑑みると、小林旧事務所が実際に使用されていたことがうかがわれる。したがって、水道使用量、電気使用量及び電話料金の多寡をもって、小林旧事務所において、政務活動が一切行われていなかつたと断定することは困難である。

原告は、小林旧事務所につき、本件各地図に記載がなく、平成27年

度以降、同事務所は政務活動事務所としての外形に欠けていた、ガスが使用されておらず政務活動事務所としての機能にも欠けていた旨主張するが、職員を雇用する場所は、政務活動事務所に限られないことからすれば、仮に小林旧事務所に政務活動事務所として一見外形等に欠けるように見える点があったとしても、そのことをもって、人件費の支出が政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせるに足りる一般的、外形的事実に当たるということはできない。また、原告は、近隣住民が、小林旧事務所で勤務する職員を見たことはないと述べた旨主張するが、近隣住民に、小林旧事務所内で勤務する職員らを逐一確認することが可能であったことを認めるに足りる証拠はなく、原告が主張する近隣住民の発言のみをもって、小林旧事務所が使用されていなかつたと認めることは困難である。さらに、原告は、小林議員が近隣の新聞販売店の移転を認識していなかつたこと、自民党県議団の広報誌において、小林議員の県政調査事務所は小林議員の自宅所在地とされ、小林旧事務所の所在する住所及び電話番号の記載はなかつたこと、小林議員自身の広報誌において、小林旧事務所の電話番号の記載はファクシミリ番号よりも小さく表記されていたこと、小林議員が電気料金に係る領収書を一部紛失したこと及び文具等の購入実績がない旨主張するが、これらの点が、小林旧事務所が政務活動事務所としての機能に欠けていたことをうかがわせるに足りる一般的、外形的事実に当たるということはできず、上記認定が左右されるものではない。

加えて、原告は、小林旧事務所の職員らが、給与に係る領収書を提出していないことなどから、雇用契約書記載の政務活動に従事していたことも疑わしい旨主張するが、証拠（甲26から39まで、丙69、丙75から88まで、丙98）及び弁論の全趣旨によれば、小林議員は、本件指針に従って、職員らの契約書の写しを提出しており、かつ、栗原職

員は広報誌に係る取材業務、広報誌作成業務等の職務に、小林職員及び橋本職員は、事務所事務等の職務に従事していたことが認められる。原告の上記主張は採用することができない。

(ウ) したがって、小林議員が、本件指針に反し、1割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために人件費を支出したこと、人件費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記人件費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### イ 事務費

(ア) 本件使途基準は、政務活動のために必要な事務に要する経費を、事務費として政務活動費から支出することを許容するところ、証拠（甲53、54、乙17から20まで、丙69、89から92まで、98）及び弁論の全趣旨によれば、小林議員は、平成25年度から平成28年度まで、小林旧事務所にて政務活動を行い、同事務所に係る電気料金、水道料金等に事務費（53万8530円）を支出し、本件指針に従い、その5割相当額である26万9285円（平成25年度9万9866円、平成26年度7万8937円、平成27年度7万1154円、平成28年度1万9328円）に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) 原告は、小林旧事務所が使用されていなかった旨主張するが、上記認定のとおり、小林旧事務所から小林新事務所へ事務所を移転する時期（平成28年4月及び5月）を含め、小林旧事務所において、政務活動が行われていなかったとはいえない。

(ウ) したがって、小林議員が、本件指針に反し、5割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために事務費を支出したこと、事務費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記事務費に係る政務活動費の支出が、本件使途基

準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### ウ 交通費

(ア) 本件使途基準は、政務活動のために必要な移動等に要する経費を、交通費として政務活動費から支出することを許容するところ、証拠(乙21から28まで)及び弁論の全趣旨によれば、小林議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために車両をリースするなどして、交通費(384万9899円)を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である346万4906円(平成25年度73万6297円、平成26年度87万2385円、平成27年度76万5081円、平成28年度109万1143円)に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) 原告は、ガソリン代の支出が少ない旨主張して、小林議員が自動車をリースする必要はなかった旨主張する。しかし、証拠(乙25から28まで)によれば、小林議員は、平成25年度は10万9983円、平成26年度は12万1575円、平成27年度は9万1727円、平成28年度は20万2799円をガソリン代に支出したと認められるところ、それらが過少であると評価すべき具体的な根拠は見当たらず、それらを根拠として、自動車をリースする必要性に欠けていたということも困難である。

(ウ) したがって、小林議員が、本件指針に反し、1割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために交通費を支出したこと、交通費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうががわせる事実を認めることはできず、上記交通費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### (2) 鈴木議員について

##### ア 人件費

(ア) 証拠(乙29から32まで、丙1から13まで、丙31から34まで、

丙43から55まで、丙70) 及び弁論の全趣旨によれば、鈴木議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために職員を雇用して、人件費として1055万9700円を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である950万3730円(平成25年度275万9040円、平成26年度197万6850円、平成27年度223万2720円、平成28年度253万5120円)に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) この点に関し、原告が、鈴木事務所における電気使用量がほぼ月に1キロワット時や2キロワット時程度であることなどからすれば、鈴木議員が鈴木事務所で職員を職務に従事させた事実はない旨主張するのに対し、被告補助参加人は、鈴木事務所における電気使用量が少ないので、外部配線に係る経費については政務活動費を充当しておらず、専用配線に接続されていたのはエアーコンディショナーのみであったことによる旨主張する。

そこで検討すると、証拠(甲4の2~10、乙41から44まで、丙96、97)及び弁論の全趣旨によれば、①鈴木事務所における電気使用量は、平成28年1月分(147キロワット時)を除き、月に1キロワット時(平成25年6月分など)から17キロワット時(平成26年5月分)までであったこと、②平成17年及び平成30年の時点で、鈴木事務所内の照明設備及びエアーコンディショナーは全て専用配線に接続され、外部配線には接続されていなかったことが認められる。他方、職員である香西雅子及び鈴木議員の親族である隆弘の陳述書である丙70及び95に加え、丙71及び弁論の全趣旨によれば、①平成20年12月、鈴木事務所において電気配線が変更され、鈴木事務所内の照明設備は外部配線に接続され、本件の事務費を支出した期間において、専用配線に接続されていたのはエアーコンディショナーのみであったこと、

②鈴木事務所に勤務する職員らは、エアーコンディショナーをほぼ使用していなかったことが認められる。

以上の事実からすると、鈴木事務所における電気使用量は極めて少ないものの、鈴木事務所における配線状況、鈴木事務所専用の配線に接続されたエアーコンディショナーの使用状況等を考慮すれば、このことをもって、鈴木事務所において、政務活動が行われていなかつたと断定することは困難である。

原告は、鈴木事務所に係る賃貸借契約において、事務所目的が明記されていないこと、鈴木事務所にファクシミリ送受信機等が配備されていなかつたこと、雇用契約書等の署名を山田職員が記載したこと、山田職員の給与月額が8万円であることなどを主張するが、これらの主張事実により上記認定が左右されるものではない。

(ウ) したがつて、鈴木議員が、本件指針に反し、1割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために人件費を支出したこと、人件費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記人件費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### イ 事務所費

(ア) 本件使途基準は、会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費を、事務所費として政務活動費から支出することを許容するところ、証拠（乙33から36まで、丙14、56）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木議員は、平成25年3月25日、政務活動に使用するため、鈴木事務所につき、期間を同年4月1日から平成28年3月31日までとする賃貸借契約（なお、その後同契約は更新された。）を締結して、事務所費として390万円を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である351万円（平成25年度、平成26年度

及び平成28年度91万8000円、平成27年度75万6000円)に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) この点に関し、原告は、鈴木事務所が使用されていなかった旨主張するが、上記認定のとおり、鈴木事務所において、政務活動が行われていなかったとはいうことはできない。

また、原告は、鈴木事務所の所有者である隆弘が鈴木議員と生計を一にするものである旨主張する。しかし、鈴木議員と隆弘が生計を一にすることを認めるに足りる証拠はないし、仮に両者が生計を一にするものであったとしても、それにより、直ちに、鈴木事務所の賃料に政務活動費を充当することが鈴木議員の経済的利益となるということはできず、当該支出が政務活動のための必要性に欠けることをうかがわせるに足りる一般的、外形的事実に当たるということはできない(本件指針においても、事務所の所有者が、生計を一にするものである場合は、誤解を招かぬような対応が必要である旨を定めるものの、そのような場合であっても、政務活動費を充当すること自体は禁じていない)。なお、原告は、鈴木事務所の所在する建物は鈴木議員が隆弘に贈与したものである旨主張するが、同建物が隆弘の所有となった経緯は上記認定を左右するものではない。

(ウ) したがって、鈴木議員が、本件指針に反し、1割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために事務所費を支出したこと、事務所費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記事務所費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### ウ 事務費

(ア) 証拠(乙37から44まで)及び弁論の全趣旨によれば、鈴木議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために小林旧事務所に

て必要な事務を行い、電話料金及び電気料金に事務費として35万0359円を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である31万5263円（平成25年度11万7086円、平成26年度10万0841円、平成27年度5万6014円、平成28年度4万1322円）に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) この点に関し、原告は、鈴木事務所は使用されていなかった旨主張するが、上記認定のとおり、鈴木事務所において、政務活動が行われていなかつたとはいえない。また、原告は、鈴木事務所にファクシミリ送受信機が設置されていなかつた旨主張するが、政務活動のために同送受信機を設置する場所は、政務活動事務所に限られるものではないのであって、そのことをもって、事務費の支出が政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせるに足りる一般的、外形的事実に当たるということはできない。

10 (ウ) したがつて、鈴木議員が、本件指針に反し、1割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために事務費を支出したこと、事務費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記事務費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

15 (3) 岩崎議員について

20 ア 人件費

(ア) 証拠（甲5から6まで、乙45から48まで、丙35から38まで、丙57から60まで、丙72）及び弁論の全趣旨によれば、岩崎議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために職員を雇用して、人件費として1185万円を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である1066万5000円（平成25年度256万5000円、平成26年度、平成27年度及び平成28年度各270万円）に政務活動費

を充当したことが認められる。

(イ) この点に関し、原告が、岩崎事務所を訪問等した際に、職員が不在であったことなどから、岩崎事務所において、職員は勤務していなかった旨主張するのに対し、被告補助参加人は、上記不在は、雇用していた職員のうち3名が外勤職員であったことなどによるものである旨主張する。

そこで検討すると、証拠（甲44、45、丙15から18まで、丙35から丙38まで、丙57から丙60まで、丙72）及び弁論の全趣旨によれば、①岩崎議員は、浅見教子職員を内勤職員として、浅見正吉職員外4名を外勤職員として、完全月給制（遅刻、早退、欠勤等の不就労の有無にかかわらず毎月所定の金額が支給される制度）で雇用していたこと、②内勤職員は、出勤日数が週に概ね3日から4日程度であり、出勤時間は概ね午前9時又は午前10時頃から午後2時又は午後3時ごろまでであったこと、③外勤職員は、主に岩崎事務所の外で勤務していたことが認められる。

以上の事実からすると、岩崎議員は複数の外勤職員を雇用しており、また、内勤職員の勤務時間も限られたものであったことから、岩崎事務所内において、岩崎議員の雇用する職員が職務に従事していない時間帯も多かったことが認められ、これらの事情に照らすと、原告が岩崎事務所を訪問などした際に、職員が不在であったことや、岩崎議員が、職員が岩崎事務所に来ていないと発言したことなどをもって、鈴木議員が、職員らを政務活動のために雇用していなかったなどと断定することは困難である。

また、原告は、①浅見教子職員及び浅見正吉職員が、豆腐製造業、しいたけ栽培業等の職務により多忙であったこと、②岩崎事務所を岩崎議員の後援会も使用していたこと、③職員が式典への代理出席等の政治活動も行っていたこと、④職員への給与に係る領収書の提出がされていな

いこと、⑤岩崎事務所の外で勤務したとされる職員の勤務実態を示す確たる証拠も存在しない旨主張するが、証拠（甲5から甲6まで、乙45から乙48まで、丙35から丙38まで）及び弁論の全趣旨によれば、岩崎議員は、本件指針に従って、職員らの契約書の写しを提出していることが認められるし、岩崎議員の職員らが政務活動に従事していたことは上記認定のとおりであって、岩崎議員の職員らが、本件指針に反し、1割を超えて政務活動と合理的関連性を欠く業務に従事していたとまで認めることはできない。

10

さらに、原告は、浅見教子職員が、雇用契約書で定められた労働時間よりも実労働時間が短いにもかかわらず、給与額が減額されていない旨主張するが、上記認定のとおり、浅見教子職員が完全月給制で雇用されていたことからすれば、実労働時間が雇用契約書上の労働時間より短いとしても給与を減額することはできないのであって、そのことをもって、人件費の支出が政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせるに足りる一般的、外形的事実に当たるということはできない。

15

(ウ) したがって、岩崎議員が、本件指針に反し、1割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために人件費を支出したことや、人件費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記人件費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

20

#### イ 事務所費

25

(ア) 証拠（乙49から乙52まで）及び弁論の全趣旨によれば、岩崎議員は、平成23年3月31日、政務活動に使用するため、岩崎事務所につき、期間を同年4月1日から平成27年3月31日までとする賃貸借契約を締結し、さらに、同日、期間を平成27年4月1日から平成31年3月31日までとする賃貸借契約を締結して、事務所費（288万円）

を支出し、事務所を岩崎議員の後援会活動にも使用したことを考慮して、本件指針に従い、その5割相当額である144万円（平成25年度から平成28年度まで各36万円）に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) この点に関し、原告が、職員は岩崎事務所で職務に従事していなかつたことに加え、岩崎事務所は看板等により政務活動事務所であることを表示しておらず、県政に関する資料の保管等もしていなかつたことなどから、事務所費に係る政務活動費の充当は違法である旨主張するのに対し、被告補助参加人は、看板は、訪問者を案内する手がかりとして、自宅の玄関前に設置していたし、岩崎事務所内には応接用テーブル等が設置されていた旨主張する。

そこで検討すると、証拠（甲8、9、23、丙72）及び弁論の全趣旨によれば、①岩崎事務所は、岩崎議員の自宅（埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄2862番地8所在）に隣接する岩崎工務店の建物（同2880番1所在）の2階に所在すること、②本件の政務活動費を充当した期間において、岩崎議員は、政務活動事務所であることを示す看板を同議員の自宅前に設置し、岩崎事務所の所在する建物自体には看板等を設置していなかつたこと、③岩崎議員への訪問者は、岩崎議員の自宅から岩崎事務所へ案内されていたこと、④岩崎事務所内には、応接用テーブル、椅子、事務机、パソコン、ファクシミリ送受信機、電話機等が設置されていたことが認められる。

以上の事実からすると、岩崎事務所の建物自体に、政務活動事務所であることを示す看板等は設置されていなかつたものの、隣接する岩崎議員の自宅入り口に、政務活動事務所であることを示す看板が置かれ、そこから岩崎事務所へ案内されていたのであって、岩崎事務所が、政務活動のため必要な事務所としての外形を全く欠いていたとまでは言い切れ

ないし、前記認定のとおり、岩崎事務所で浅見教子職員が勤務し、応接用テーブル等が設置され、事務所としての機能を有していたと認められることからすると、岩崎事務所について、前記のとおり政務調査費が充当されたことが本件使途基準に反するとまでいうのは困難である。

5 原告は、賃貸人である岩崎工務店の代表取締役（禎宏）が、岩崎議員の同居の親族である旨主張するが、岩崎工務店自体は、岩崎議員と生計を一にするものではないし、岩崎議員が代表者等の地位にある法人でもないのであって、それにより、直ちに、岩崎事務所の賃料に政務活動費を充当することが岩崎議員の経済的利益となるということはできず、当該支出が政務活動のための必要性に欠けることをうかがわせるに足りる一般的、外形的事実に当たるということはできない（上記のとおり、本件指針においても、事務所の所有者が、生計を一にするものである場合は、誤解を招かぬような対応が必要である旨を定めるものの、そのような場合であっても、政務活動費を充当すること自体は禁じていない。）。

10 16 また、原告は、①岩崎事務所の所在地が、賃貸借契約書上、埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄2880番1ではなく、同2880番地とされていること、②岩崎事務所の所在する建物につき不動産登記が存在しない旨主張するが、それらにより上記認定が左右されるものではない。

(ウ) したがって、岩崎議員が、本件指針に反し、5割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために事務所費を支出したこと、事務所費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事實を認めることはできず、上記事務所費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### ウ 交通費

25 (ア) 証拠（乙53から60まで）及び弁論の全趣旨によれば、岩崎議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために自動車をリース

するなどして、交通費として817万0715円を支出し、本件指針に従い、その7割5分又は5割相当額である612万2827円（平成25年度163万6458円、平成26年度143万2090円、平成27年度160万5454円、平成28年度144万8825円）に政務活動費を充当したことが認められる。

5

(イ) これに対し、原告は、ガソリン代に職員用として支出したものがあるものの、当該職員の氏名が不明であり、しかも岩崎事務所に勤務する職員はいなかった旨主張する。しかし、岩崎議員が、内勤職員及び外勤職員を雇用していたのは上記事実認定のとおりであり、ガソリンを使用した職員の氏名が不明であるからといって、当該ガソリン代に係る支出が政務活動のための必要性に欠けることをうかがわせるに足りる一般的、外形的事実に当たるということはできない。また、原告は、岩崎議員が、リースした自動車を政務活動以外にも使用している旨主張するが、岩崎議員は、支出した経費について、その活動実態に応じて政務活動費を按分して充当しているのであり、政務活動以外にも当該自動車を使用しているからといって、直ちにその5割を超えた部分に政務活動費を充当することが違法となるものではない。

10

15

(ウ) したがって、岩崎議員が、本件指針に反し、2割5分又は5割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために交通費を支出したこと、交通費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記交通費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

20

#### (4) 新井議員について

##### ア 人件費

25

(ア) 証拠（甲57、60、61、乙61から乙64まで、丙19から丙26まで、丙39から丙42まで、丙61から丙68まで、丙73）及び

弁論の全趣旨によれば、新井議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために、岩田職員、吉崎職員、新井弥太郎職員外数名の職員を雇用して、人件費として1560万1333円を支出し、本件指針に従い、その5割から9割相当額である1102万1000円（平成25年度137万7000円、平成26年度375万2000円、平成27年度282万円、平成28年度307万2000円）に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) この点に関し、原告が、年度により充当割合が変動している根拠が不明である旨主張するが、本件指針は、同一の職員が、政務活動のほか政治活動や後援会活動に従事する事態を想定した上で、按分して政務活動費を充当することを認めているところ、当該職員がこれらの活動に従事する実際の時間が、年度ごとに異なっていたとしても不合理ではないから、原告の主張は採用できない。

また、原告は、他の職務により多忙であった岩田職員が新井議員の職員としての職務を果たさせていたとは思えない旨主張するが、被告補助参加人は、岩田職員は、新井議員の秘書として、重要な政務活動に従事することが多かった旨主張しており、証拠（丙25、67、73）及び弁論の全趣旨によれば、岩田職員は、情報収集、要請及び陳情受付、接遇業務、資料管理等の政務活動に従事していたことが認められるから、原告の上記主張は採用することができない。

さらに、原告は、吉崎職員は後援会活動に従事していた旨主張するが、上記説示のとおり、本件指針は、同一の職員が政務活動のほか、政治活動や後援会活動に従事する事態も想定し、按分して政務活動費を充当することを認めており、新井議員も吉崎職員に対する政務活動費を按分して充当しているのであるから、吉崎職員が後援会活動にも従事していたとして、それのみで、同職員が政務活動に関係のある職務に従事してい

なかったこととなるものではない。

原告は、新井弥太郎職員は給与の受領を否定しているとして、職員に対する給与の支払がなく、領収書が偽造であることも疑われる旨主張するが、証拠（甲25の1・2、甲59）によれば、同職員の発言は、事務所への訪問者との会話であり、給与の支払の有無等発言者自身の経済状況にかかわる事項について正確に述べたものであるかどうか明らかでなく、その信用性に疑問が残る上、それが平成29年8月20日にされたものであることも考慮すれば、当該発言をもって、同人が平成25年度から平成28年度まで一切給与を受け取っていないとか、同人に係る領収書が偽造であるなどと認めることは困難である。

(ウ) したがって、新井議員が、本件指針に反し、1割から5割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために人件費を支出したこと、人件費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記人件費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### イ 事務所費

(ア) 証拠（乙6から68まで）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員は、平成25年5月18日、政務活動に使用するため、旧浦和事務所につき、期間を同月22日から平成27年5月21日までとする賃貸借契約を締結し、さらに、同年3月10日頃、新浦和事務所につき、期間を同月21日から平成29年3月20日まで（その後、同契約は更新された。）とする賃貸借契約を締結して、事務所費として370万5240円を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である333万4716円（平成25年度36万9702円、平成26年度80万3808円、平成27年度111万6252円、平成28年度104万4954円）に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) この点に関し、原告が、新浦和事務所の所在する部屋は居住用物件とされていること、新井議員は新旧浦和事務所に宿泊していたことなどからして、事務所費に係る政務活動費の充当は違法である旨主張するのに対し、被告補助参加人は、新井議員は、新旧浦和事務所を、住民との面会等に利用していたし、同事務所に宿泊したことではない旨主張する。

5

10

15

20

25

そこで検討すると、証拠（乙67の2・4～11・15、乙68の1～11・13、丙73）及び弁論の全趣旨によれば、①新浦和事務所の用途は居住用とされていたこと、②新井議員の配偶者は、その子を伴つて、新浦和事務所を訪問し、掃除、洗濯等を行っていたこと、③新浦和事務所は、郵便受けに「新井」と表示し、事務所入り口に「新井豪事務所」と表示していたことが認められる。他方で、証拠（丙73、74）及び弁論の全趣旨によれば、①新浦和事務所には、応接テーブル、事務机、会議テーブル、応接ソファ、パソコン、ファクシミリ送受信機兼印刷機、電話機等が設置されていたこと、②同事務所内に、寝具等の宿泊用設備は設置されていなかったことが認められる。

以上の事実からすると、新浦和事務所の入り口に「新井豪事務所」と表示されていたことからして、同事務所について、全く政務活動事務所としての外形を欠いていたとまで言うことは困難であるし、同事務所内で、新井議員及び職員が政務活動に従事し、応接用テーブル等が設置され、事務所としての機能を有していたと認められることからすると、新浦和事務所は、本件指針における事務所の要件を充足していたというべきである。

また、上記認定事実によれば、新浦和事務所内に、宿泊設備は設置されていなかったのであり、新井議員が、同事務所に宿泊していたと認めることは困難であるし、新井議員が、被告補助参加人に所属するようになった平成25年11月14日以降、旧浦和事務所に実際宿泊していた

ことを認めるに足りる証拠もない。なお、原告は、新井議員の親族の発言から、新井議員が新旧浦和事務所に宿泊していたと認められる旨主張するが、証拠（甲24、甲25の1・2、甲58、59、61）によれば、当該親族の発言は、事務所への来訪者に対する会話の一部であり、発言者が事務所の内情を正確に述べたものかどうか疑問が残り、その信用性に疑問が残るから、その発言をもって、新井議員が新旧浦和事務所に宿泊していたと認定することは困難である。原告の上記主張は採用することができない。

さらに、原告は、①新浦和事務所は、居住用に用途が制限されていること、②新旧浦和事務所につき、広報誌等で公開されていない旨主張するが、これら主張事実は上記認定を覆すに足りない。

(ウ) したがって、新井議員が、本件指針に反し、5割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために事務所費を支出したこと、事務所費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記事務所費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

#### ウ 事務費

(ア) 証拠（乙69から乙72まで）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員は、平成25年度から平成28年度まで、政務活動のために事務所にて必要な事務を行い、電気料金、ガス料金等に事務費として36万5747円を支出し、本件指針に従い、その9割相当額である32万9174円（平成25年度5万2755円、平成26年度7万0507円、平成27年度8万4307円、平成28年度12万1605円）に政務活動費を充当したことが認められる。

(イ) 原告は、新旧浦和事務所が本件指針における事務所の要件を充足していないかった旨主張するが、新浦和事務所は、上記認定のとおり、同要件

を充足しており、旧浦和事務所が本件指針に反することを認めるに足りる証拠もない。

(ウ) したがって、新井議員が、本件指針に反し、1割を超えて、政務活動と合理的関連性を欠く行為のために事務費を支出したこと、事務費の支出が政務活動のための必要性に欠けることなどをうかがわせる事実を認めることはできず、上記事務費に係る政務活動費の支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

2 以上によると、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

10

さいたま地方裁判所第4民事部

15

裁判長裁判官

倉澤守春

倉澤守春

20

裁判官

日浅さやか

日浅さやか

25

# 伊東大地



裁判官

伊 東 大 地

## 別紙1

### 1 地方自治法

- (1) 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならぬ旨を定め、同条15項は、同条14項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする旨を定め、同条16項は、議長は、同条14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする旨を定める。
- (2) 地方自治法208条1項は、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする旨を定め、同条2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない旨を定める。
- (3) 地方自治法240条2項は、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関する必要な措置をとらなければならない旨を定める。

### 2 埼玉県財務規則（乙87。以下「本件規則」という。）

- (1) 本件規則2条は、課長について、課室等の長を言う旨を定める（4号）。
- (2) 本件規則194条は、所轄所に係る債権以外の債権について、課長に対し、当該債権の管理に関する事務を委任する旨を定める（1号）。

### 3 埼玉県政務活動費の交付に関する条例（乙1。以下「本件条例」という。）

本件条例1条は、本件条例について、地方自治法100条14項から16項までの規定に基づき、県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な經

費の一部として、県議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関する必要な事項を定めるものとする旨を定める。

本件条例 2 条は、政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に定めるものに充てることができるものとする旨を定める。

本件条例 7 条 1 項は、会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、議長が別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない旨を定める。

本件条例 8 条は、会派は、当該会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出（本件条例 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない旨を定める。

本件条例別表（本件条例 2 条関係）は、別紙 2 記載のとおりである。

## 別紙2

別表(第二条関係)

### 政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・ 政策立案活 動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるもの)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費
広聴・広報 活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費
	要請・陳情等活 動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費
	資料購入・作成 費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費

別紙 3

小林哲也議員政務活動事務所使用電力量・電気料金表

年月分	契約	使用電力量	電気料金(税込)
平成25年 4月	50A	174 kWh	5, 052円
平成25年 5月	50A	161 kWh	4, 842円
平成25年 6月	50A	124 kWh	3, 941円
平成25年 7月	50A	137 kWh	4, 344円
平成25年 8月	50A	174 kWh	5, 388円
平成25年 9月	50A	150 kWh	4, 743円
平成25年 10月	50A	171 kWh	5, 322円
平成25年 11月	50A	160 kWh	4, 988円
平成25年 12月	50A	182 kWh	5, 556円
平成26年 1月	50A	201 kWh	6, 041円
平成26年 2月	50A	194 kWh	5, 868円
平成26年 3月	50A	210 kWh	6, 368円
平成26年 4月	50A	175 kWh	5, 497円
平成26年 5月	50A	156 kWh	5, 215円
平成26年 6月	50A	138 kWh	4, 697円
平成26年 7月	50A	143 kWh	4, 833円
平成26年 8月	50A	153 kWh	5, 109円
平成26年 9月	50A	137 kWh	4, 625円
平成26年 10月	50A	144 kWh	4, 803円
平成26年 11月	50A	179 kWh	5, 806円
平成26年 12月	50A	149 kWh	4, 930円
平成27年 1月	50A	179 kWh	5, 815円
平成27年 2月	50A	165 kWh	5, 445円
平成27年 3月	50A	169 kWh	5, 609円
平成27年 4月	50A	168 kWh	5, 545円
平成27年 5月	50A	133 kWh	4, 528円
平成27年 6月	50A	88 kWh	3, 331円
平成27年 7月	50A	93 kWh	3, 342円
平成27年 8月	50A	123 kWh	3, 897円
平成27年 9月	50A	103 kWh	3, 400円
平成27年 10月	50A	82 kWh	2, 984円
平成27年 11月	50A	105 kWh	3, 441円
平成27年 12月	50A	81 kWh	2, 975円
平成28年 1月	50A	104 kWh	3, 408円
平成28年 2月	50A	119 kWh	3, 670円
平成28年 3月	50A	122 kWh	3, 698円
平成28年 4月	50A	104 kWh	3, 299円
平成28年 5月	50A	55 kWh	2, 415円
平成28年 6月	50A	34 kWh	2, 009円

これは正本である。

令和3年10月27日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 森 本 亜紀子

